交野市公用車広告募集要項(令和7年度随時募集)

交野市では、新たな自主財源確保と地域経済(地元企業等)の活性化のため、交野市が取り扱う公用車(以下「公用車」という。)へ、広告掲載を行う事業者を募集します。 なお、申込みにあたっては、本募集要項のほか、「交野市有料広告の取り扱いに関する要綱」(以下、「要綱」という。) および「交野市公用車広告掲載に関する基準」(以下、「基準」という。) をよく読み、内容をご理解頂いたうえで手続きを行って下さい。

1. 応募資格

次の(1)、(2)のすべてを満たす者に限ります。

- (1) 大阪府内に事業所、店舗等を有する個人または法人並びに団体 ※市が直接広告主を募集するため、広告代理店は応募できません ※団体とは、地域産業、商店街、市場、専門店等の連合会等で個人事業主以 外のものを指します。
- (2) 資格要件
 - ① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者に該当しないこと
 - ② 国税または市税の滞納がない者
 - ③ 本市の入札に関して参加停止等の措置を受けていない者
 - ④ 交野市暴力団排除条例及び施行規則に抵触していないこと

2. 募集内容等

- (1) 広告の種類 交野市公用車広告
- (2) 掲載募集車両 37台(別紙「掲載募集車両一覧」参照) ※掲載車両を指定することはできません。
- (3) 掲載期間契約日から令和8年3月31日(火)
- (4) 掲載料
 - 1台あたり年額39,600円(消費税込み)
 - ※契約期間が1年に満たない場合は月割で掲載料を計算します。この場合、1 月に満たない日数がある場合は、1月として計算します。

3. 広告掲載の条件

(1) 掲載位置

各公用車の左右両側面1箇所ずつ(1台につき2箇所)

(2) 掲載規格

- / 331/4/2011	
広告のサイズ	縦 30 c m、横 40cm 以内
	厚み 0.5mm以上、1.0mm以下
	(民間業者の広告であることを明確にするために、縦5cm
	×横8cm 以上で右上に「広告」と表記すること。)
広告の色彩等	広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次のいずれにも該当
	しないこと。
	(1)要綱第3条第3項に規定するもの
	(2)基準第5条の各号に規定するもの
広告の掲載方法	(1)脱着可能なマグネットシートを貼り付ける方法によるも
	のとする。
	(2)マグネットシートは、広告期間中における車体からの剥
	離または広告撤去の際に車体の塗装、車体装飾に損傷を生
	じさせないものとする
	(3)広告物の作成費用、車両への広告掲載貼付および撤去費
	用等については広告主の負担とする。

※行先等により、職務上適当でないと本市が判断したときは、一時的に広告を取り外す場合があります。

4. 申込方法等

(1) 受付期間

随時(※令和7年度中に限る)

(2) 受付時間

午前9時から午後5時30分まで(※土・日曜日・祝日は除く)

(3) 提出場所及び方法

大阪府交野市私部1丁目1番1号 本庁2階財産管理室に持参若しくは郵送にて提出 ※申込みに係る費用については、申込者の負担とします。

(4) 提出書類

- ① 交野市公用車広告掲載申込書 (様式第1号)
- ② 誓約書 (様式第2号または様式第3号)
- ③ 応募者の事業概要が分かる書類(パンフレット等)
- ④ 納税証明書(直近の完納証明書)

市内業者:交野市税の完納(未納税金がない)を証明する書類

市外業者:個人 国税の納税証明書その3の2

法人 国税の納税証明書その3の3

⑤ 住民票または登記事項証明書

個人:住民票の写し

法人:履歴事項証明書(全部)または商業登記簿謄本

団体:規約、参加企業、店舗等一覧表の写し

※証明書等は、3か月以内に発行されたもの(コピー不可)

⑥ 広告素案

※A4 サイズに縮小し、カラー作成の上、サイズも記入してください。

5. 広告主の決定等

- (1) 広告主の決定にあたっては、3. (2)掲載規格の基準に合致し、公用車に 掲載する内容として適切であると認められたものに限り広告主として決定し ます。
- (2) 上記の審査は申込の先着順に行います

6. 広告物の修復等

天災その他の不可抗力または第三者による広告物のき損、盗難、滅失等については、 市はその責を負いません。この場合においては、広告主は再度広告を作成し、掲載す るものとします。ただし、市の責に帰することが明らかな場合はこの限りではありま せん。

また広告物の経年劣化による損傷等については、広告主の負担により修復するものとします。

7. 広告掲載の取消し

掲載期間中に広告主において1. 応募資格の規程を満たさなくなったときや、広告 主の信用失墜行為があったとき等には、市は期間満了を待たず広告掲載を取り消す場 合があります。

その場合において、納付済みの掲載料は還付せず、原状回復に必要な費用は広告主

が負担するものとします。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

8. 問い合わせ先

〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号

交野市財産管理室

電話:072-892-0121 (内線 475)

メールアドレス: zaikansitu@city.katano.osaka.jp